

相双地方交通費等助成事業実施要領

1 目的

相双地方の雇用に対する人材不足を解決するため、県外等から相双地方への就職等希望者に対し、面接、インターンシップ、ワーキングホリデー、その他就職体験等（以下「企業体験」という。）を実施する者へ、交通費及び宿泊費の助成を行い相双地方への就職及び定住を促す。

2 応募対象者

- (1) 福島県外又は相双地方外に居住しており以下に該当する者
 - ア 相双地方の企業等への企業体験を希望する者
 - イ 当事業の趣旨と一致する相双管内市町村等が実施する事業への参加者において福島県相双地方振興局（以下「振興局」という。）が認める者
- (2) 次の方は応募対象外とする。
 - ア 就業意欲が低く、観光等を目的とした一時的な滞在を目的としている者
 - イ 成年被後見人又は被補佐人
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - カ その他県が認める者

3 助成内容

- (1) 交通費助成
 - ア 往復交通費に係る費用
居住地（自宅）から体験先企業までの往復の交通費から3,000円（自己負担分）を減じた額。上限30,000円
 - イ 対象経費 公共交通機関利用料、高速道路使用料、レンタカー代、タクシー代等で領収書等により支払が確認できるもの。
※合理的な経路及び経済的な利用料金であること。
- (2) 宿泊費助成
 - ア 1泊あたり上限5,000円まで（飲食代除く）
 - イ 最大60,000円
※原則 相双地方の宿泊施設へ宿泊すること。
- (3) 申込方法
 - ア 電話、メール又はホームページ申込フォームにより下記5へ企業体験日の7日前までに申込すること。
 - イ 申込回数 1人5回まで申込み可とする。
 - ウ 受付時間 平日 8時30分～17時まで（土、日、祝日を除く）

(4) 申請方法

ア 申請先

企業体験後に別紙「交通費・宿泊費支給申請書」（別紙1）に必要事項を記入し、領収書等の原本を添付のうえ下記へ提出すること。

申請書提出先<受託事業者>

〒979-2121

福島県南相馬市小高区東町1-37

株式会社小高ワーカーズベース 担当宛

電話 0244-26-4665

イ 提出書類

① 交通費・宿泊費支給申請書

※企業体験証明書に印があるもの

② 交通費・宿泊費の領収書原本

※宿泊費は、宿泊者名、宿泊期間、宿泊施設印があるもの

ウ 提出期限

企業体験後2週間以内に申請書を提出すること。

(5) 手続きの流れ

別紙2フロー図参照

(6) 支払予定日

申請書受領後20日以内に指定口座に入金することとする。ただし、申請書記載内容に不備がある場合は、申請書の修正後から20日以内とする。

(7) その他

ア 企業体験後に就職に至ったかを確認する。

イ 企業体験に虚偽又は不正が認められた場合は、既に振込した助成金があれば返金を求めるものとする。

ウ 既に就職している会社内での企業体験は対象外とする。

エ 他機関が行う同様の助成事業との重複申請は認めない。

4 事業実施期間

平成31年3月10日（日）までとする。当該期間までに企業体験を終了していること。なお、予算枠に達した時点で終了とする。

5 問合せ・申込先

郵便 〒975-0031

住所 福島県南相馬市原町区錦町1-30

福島県相双地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課

事業担当 宛

電話 0244-26-1142

FAX 0244-26-1120

メール soso-trial@pref.fukushima.lg.jp

「そうそうで暮らそう！ホームページ」 <http://www.s-trial.net>

6 個人情報の取扱について

個人情報については、適切に管理を行い本事業に関するもののみに使用する。また、個人情報取扱に関する必要に応じて定める。

7 その他

その他必要な事項については、別に定める。

施行日 平成30年 4月 2日

施行日 平成30年 9月14日 改正